

養父市人工透析患者通院費助成金

腎不全等で通院治療をされている方に

通院交通費の一部(又は全額)を助成します。

養父市では、じん臓の機能障がいにより人工透析療法を受けている方に対し、通院に伴う負担の軽減を図るため、通院交通費を一部又は全額を助成します。

☆ 助成の対象者

助成の対象となる方は、養父市内在住で、次のすべてに該当する方が対象となります。

- ① じん臓機能障がいにより身体障害者手帳の交付を受けた方
- ② タクシー又は福祉有償運送を利用している方
- ③ 生活保護法による医療扶助の移送費等の法令等により通院交通費の給付を受けていない方
- ④ 養父市障害者移送サービス利用料助成事業に規定する助成を受けていない方

☆ 助成の内容

助成金の額については、以下のとおりとなっています。

- 対象経費：1ヶ月毎の居宅と医療機関との通院に要した通院交通費
- 助成額：対象経費に助成率を乗じた額（限度額4万円）
- 助成率：助成率は、区分に応じて以下のとおりとなっています。

区 分	助 成 率
市民税非課税世帯に属する者	100 分の 100 (全額助成)
上記以外の者で助成対象者及び助成対象者と同一の世帯に属する者の、市民税所得割の額を合算した額が16万円以内の者	100 分の 50 (半額助成)

☆ 助成金申請手続き

助成金申請は、養父市役所社会福祉課に申請してください。

- 受付期間：ご利用された翌月に申請していただくか、3ヶ月分（申請書3枚）まとめて申請していただくことも可能です。
- 申請書類：養父市役所社会福祉課に申請用紙があります。
 - ① 人工透析患者通院費助成金交付申請書(様式第1号)
 - ② 人工透析療法通院証明書(様式第2号) 初回申請のみ必要
 - ③ 人工透析患者通院費助成金請求書(様式第5号)
 - ④ 居宅と医療機関との通院に要した通院交通費の領収書

【お問い合わせ先】

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地
養父市健康福祉部社会福祉課 社会福祉グループ
電話 662-3162 Fax 662-2601